

浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例 手続きフロー

適用事業は

- ・ 太陽光 ～ 出力の合計が10kW以上のもの

※ただし、建築物の屋根又は屋上に設置する太陽光発電事業、**建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自己消費を目的とする太陽光発電事業には適用されません。（自己託送は届出の対象となります。）**

- ・ 風 力 ～ 高さが15mを超えるもの

